

別紙

諮問第1686号

答 申

1 審査会の結論

「企業連絡票」を、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年度から令和〇年度までの企業など法人から警視庁に警視庁職員経験者を採用するために提出された企業連絡票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年7月8日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

「企業連絡票」を一部開示とした決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年2月20日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年2月27日に実施機関から理由説明書を收受し、同年2月22日（第218回第三部会）から同年10月28日（第224回第三部会）まで、7回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 実施機関の退職管理等について

実施機関の退職管理は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び東京都職員の退職管理に関する条例（平成27年東京都条例第127号）に基づき制定した警視庁職員退職管理規程（平成28年訓令甲第6号）で必要な事項を定めるほか、同規程5条に基づく警視庁職員退職管理要綱（平成28年3月28日付通達甲（警.人1.企2）第

3号。以下「管理要綱」という。)で細部事項を定めることとし、職員の採用を希望する営利企業及び営利企業以外の法人その他の団体(以下「企業等」という。)から管理要綱別記様式第1号の「企業連絡票」の提出を求めること等としている。

イ 本件対象公文書及び本件一部開示決定について

企業連絡票は、「企業等の名称」、「代表者」、「所在地」、「事業内容」、「採用予定日」、「職名」、「職務内容」、「連絡先等」及び「誓約」の各欄から構成されている。

実施機関は、1,470枚の企業連絡票(以下「本件対象公文書」という。)について、各欄に記載されている個人の役職、氏名及び印影は条例7条2号に、法人の印影は同条4号に、求人内容の職名及び職務内容並びに電話番号及びFAX番号(国、独立行政法人、地方公共団体等のものを除く。)、担当者の部署及び勤務場所は同条3号に、電話番号及びFAX番号(国、独立行政法人、地方公共団体等のもの)は同条6号にそれぞれ該当するとして、当該部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

また、実施機関は、本件一部開示決定により非開示とした部分に対して、①令和6年6月17日付けの一部開示決定により5枚の本件対象公文書の「連絡先等」欄の役職及び担当者氏名並びに9枚の本件対象公文書の「誓約」欄の役職及び氏名を開示する処分変更、②令和6年6月17日付けの開示決定により1枚の本件対象公文書の「連絡先等」欄の役職及び担当者氏名並びに「誓約」欄の役職及び氏名を開示する処分変更(以下、①及び②の処分変更を併せて「本件処分変更」という。)を行っている。

ウ 審査会の審議事項について

審査請求人は、審査請求書中、審査請求の趣旨欄において「誓約欄の記載のうち非開示にした決定をすべて取り消す、との裁決を求める。」と主張し、「誓約」欄の開示を求めている。

よって、審査会は本件処分変更後もなお非開示としている「誓約」欄の非開示妥当性について審議する。

エ 「誓約」欄の非開示情報について

本件対象公文書の「誓約」欄には、誓約日、誓約者の役職及び氏名を記載することとなっており、実施機関は、「誓約」欄について、個人の役職、氏名及び印影（以下、併せて「本件非開示情報1」という。）は条例7条2号に、法人の印影（以下「本件非開示情報2」という。）は同条4号にそれぞれ該当するとして、非開示としている。

実施機関によると、「誓約」欄は、企業等に再就職した元職員（以下「再就職者」という。）を、地方公務員法及び東京都職員の退職管理に関する条例で定められた実施機関への依頼等の規制に違反するおそれのある営業活動等に從事させないことについて、企業等に誓約を求めているとのことである。

審査請求人は、企業等は誓約することが義務付けられており、誓約内容が一般市民に公開されることは欠かせない旨主張する。

この点について、審査会が管理要綱を見分したところ、実施機関は企業等に対し、再就職者を働きかけの規制の規定に違反するおそれのある営業活動に從事させないことについて誓約を求めるものとする旨規定されているものの、企業等に誓約を義務付け、又は当該情報を公表するなどの規定は存在しないことを確認した。

オ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

実施機関は「誓約」欄に記載された個人の役職、氏名及び印影について、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号本文に該当するところ、同号ただし書該当性により、企業等ごとに開示、非開示を判断したとしており、以下のとおり説明する。

公の機関、独立行政法人及び独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）所定の特殊法人（以下「独立行政法人等」という。）の誓約者の役職については、公務員等の職務の遂行に係る情報であると認められ、同号ただし書ハに該当し、氏名については、各機関のホームページ、職員録等に掲載されて慣行として公にされているものは同号ただし書イに該当することから、それぞれ開示した。

その他の企業等の場合、誓約者の役職及び氏名がホームページ等で公表されているものについては、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報であると認められ、同号ただし書イに該当することから、開示した。

一方、上記で役職又は氏名を開示した誓約者以外の個人の役職、氏名及び印影に

については、同号ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とした。

以上のとおり、実施機関は企業等ごとに条例7条2号ただし書該当性を判断したと説明していることから、審査会は、本件非開示情報1について、企業等の種類ごとに非開示妥当性を検討することとする。

(ア) 地方公共団体（区・市）について

審査会が、地方公共団体（区・市）が提出した本件対象公文書の「誓約」欄を見分したところ、役職にはいずれも管理職である課長以上の職及び氏名が記載され、地方公共団体（区・市）が提出した全ての本件対象公文書について開示されていることが確認された。

(イ) 独立行政法人等について

独立行政法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）2条1項により、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせるため設立された法人である。また、特殊法人は、法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）であって、政府が必要な事業を行おうとする際、その業務の性質が企業的経営になじむものであり、これを通常の行政機関に担当させても、各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できないとき等において設立された法人である。

独立行政法人等の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、独立行政法人等登記令2条2項において、代表権を有する者の氏名、住所及び資格等が登記事項として掲げられている。

審査会が、独立行政法人等が提出した本件対象公文書の「誓約」欄を見分したところ、職員の役職については、条例7条2号ただし書ハの当該個人が独立行政法人等の役員及び職員である場合における職務の遂行に係る情報のうち当該独立行政法人等の役員及び職員の職に係る部分に該当するため開示されており、氏名

については職員録（国立印刷局編で公刊されているもの。以下同じ。）に掲載されている一部の職員について、開示されていることが確認された。

一方、非開示とされた氏名及び印影について、見分したところ、これらの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。次に、同号ただし書該当性について検討するに、非開示とされた氏名及び印影は、独立行政法人等のホームページや職員録に掲載されておらず、独立行政法人等の登記事項として掲げられているものでもないことから同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

（ウ）東京都政策連携団体について

東京都では、事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、東京都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に東京都と事業協力を行う団体のうち、東京都と協働して事業等を執行し、又は提案し、東京都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体を「東京都政策連携団体」（以下「政策連携団体」という。）と位置付けている。

東京都は、株式会社、公益財団法人、一般財団法人等から一定の要件を満たした法人を政策連携団体に指定し、東京都と団体との政策連動性の確保や東京都職員の現場感覚の涵養等を図るため、必要な人員を政策連携団体に派遣している。

審査会が、政策連携団体が提出した本件対象公文書の「誓約」欄を見分したところ、各法人の登記事項である代表権を有する者の役職及び氏名については、条例7条2号ただし書イの法令等の規定により又は慣行として公にされているものに該当するため開示されていることが確認された。

また、実施機関は、本件一部開示決定後、非開示とした部分の一部を開示する本件処分変更を行っており、その理由として政策連携団体が提出した本件対象公文書の「誓約」欄の一部の役職及び氏名について、東京都職員名簿（公刊されているもの。以下同じ。）に掲載されている政策連携団体に派遣された東京都職員であることが判明したため、条例7条2号ただし書イの慣行として公にされているものに該当するとして、一部の役職及び氏名を開示したと説明する。

審査会が見分したところ、実施機関が処分変更し開示した役職及び氏名については、東京都職員名簿に掲載されていることが確認された。

一方、非開示とされた役職、氏名及び印影を見分したところ、これらの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。次に、同号ただし書の該当性について検討するに、非開示とされた役職の職員は、政策連携団体の職員として従事している者であることから、同号ただし書ハの当該個人が公務員等である場合に該当しない。さらに、政策連携団体の各法人のホームページ等や東京都職員名簿に掲載されておらず、各法人の登記事項として掲げられているものでもないことから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロにも該当しないので、非開示が妥当である。

(エ) 営利企業（株式会社）について

株式会社については、会社法（平成17年法律第86号）911条3項において、代表取締役の氏名及び住所、取締役の氏名、監査役の氏名等が株式会社の設立に係る登記事項として掲げられている。

審査会が、株式会社が提出した本件対象公文書の「誓約」欄を見分したところ、株式会社の設立に係る登記事項である代表取締役社長、取締役等の役職及び氏名については条例7条2号ただし書イの法令等の規定により又は慣行として公にされているものに該当するとして開示されていることが確認された。

一方、非開示とされた役職、氏名及び印影を見分したところ、これらの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。次に、同号ただし書該当性について検討するに、非開示とされた役職、氏名及び印影についてはホームページ等において公表されておらず、また、株式会社の設立に係る登記事項として掲げられているものでもないことから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

(オ) その他の法人等（一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、医療法人、学校法人、宗教法人等）について

一般社団法人及び一般財団法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）301条及び302条において、理事の氏名、代表理事の氏名及び住所、監事や会計監査人を設置する場合はその氏名、名称等が登記事項として掲げられている。

また、組合等登記令（昭和39年政令第29号）1条に掲げられた法人の登記は、個別の法令に別段の定めがある場合を除くほか、組合等登記令2条2項において、代表権を有する者の氏名、住所及び資格等が登記事項として掲げられている。

審査会が、その他の法人等が提出した本件対象公文書の「誓約」欄を見分したところ、前記法令等により定められた登記事項である理事、理事長、代表理事等の役職及び氏名については、条例7条2号ただし書イの法令等の規定により又は慣行として公にされている情報に該当するとして開示されていることが確認された。

一方、非開示とされた役職、氏名及び印影を見分したところ、これらの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。次に、同号ただし書該当性について検討するに、非開示とされた役職、氏名及び印影についてはホームページ等において公表されておらず、また、その他の法人等の登記事項として掲げられているものでもないことから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

カ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、法人の印影であり、これを公にすることとなると、偽造等により犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ